
衛星受信料について

平成19年12月21日

1 受信料制度及び受信料体系

2 衛星受信料

3 諸外国における衛星放送と受信料

受信料制度の概要

- ◆ NHKの放送を受信することのできる受信設備の設置者には、受信契約の締結が義務付けられている。(放送法第32条)
- ◆ 受信契約の契約者には、受信料の支払いが義務付けられている。(放送受信規約第5条)
- ◆ 受信料の料額(月額)は、国会がNHKの収支予算を承認することによって定めることとされている。(放送法第37条)

放送法

(受信契約及び受信料)

第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 (略)

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第37条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 (略)

4 第32条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによつて、定める。

日本放送協会放送受信規約(平成19年10月施行)

(放送受信料支払いの義務)

第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月(受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。(表略)

2~4 (略)

受信料の位置付け

- ◆ 受信料は、NHKが公共放送としての使命を果たすために必要な財源を広く国民視聴者から徴収するため、視聴の有無に関わらず、NHKの放送を受信することのできる受信設備の設置者に負担を求めるものであり、NHKの業務の維持・運営のための特殊な負担金と解釈されている。

臨時放送関係法制調査会答申（昭和39年9月）

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

内閣法制局長官答弁（昭和55年3月17日 参・予算委員会）

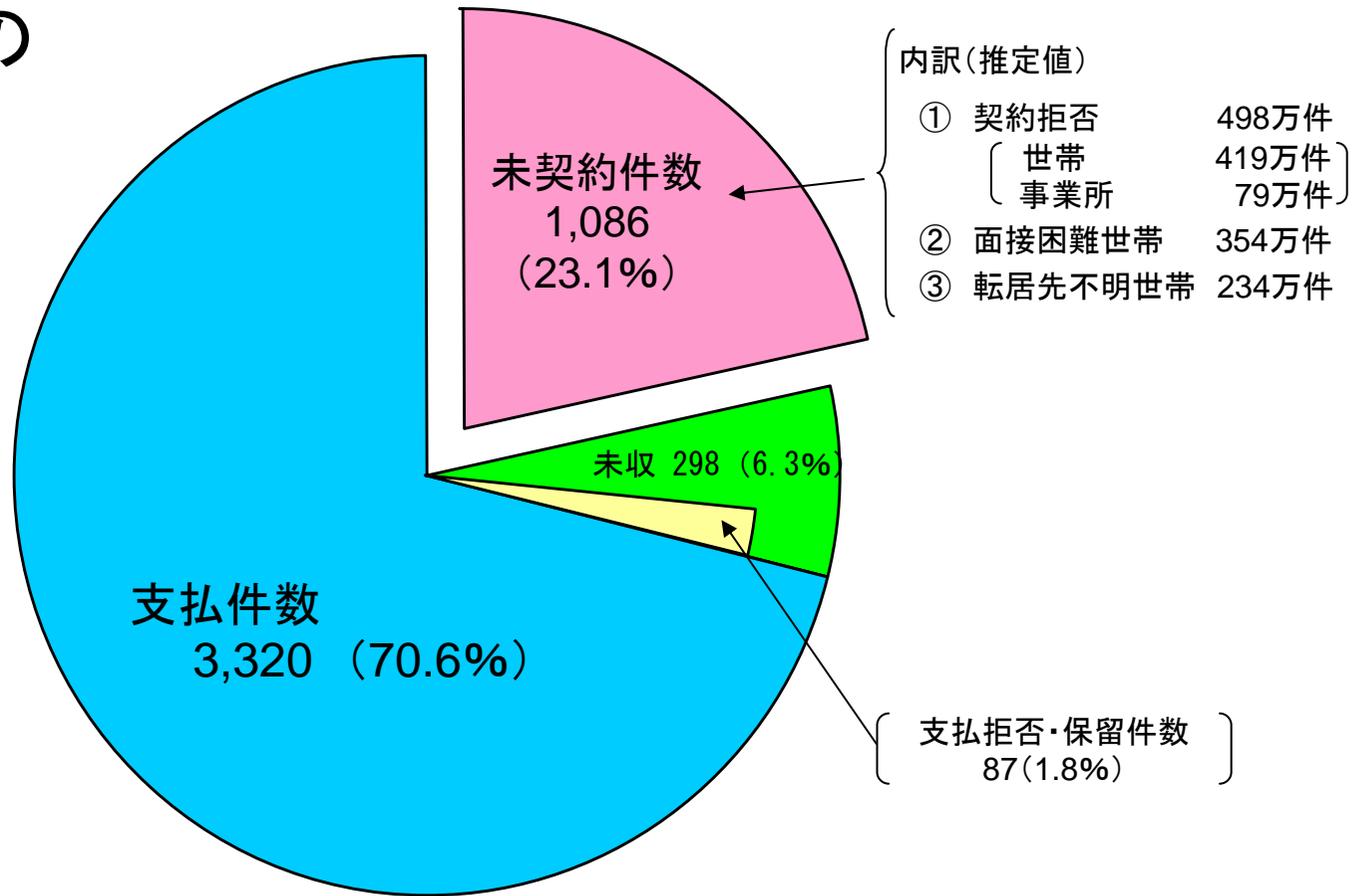
「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります。」

受信契約の状況

平成19年3月末の 受信契約数 (万件)

総契約対象件数
4,704万件

うち、事業所数を除く総契約対象
世帯：4,415万世帯
(総世帯数5,055万世帯※のうち、
免除世帯等を除いた推計値)
※平成18年度末数値



契約率及び支払率の推移

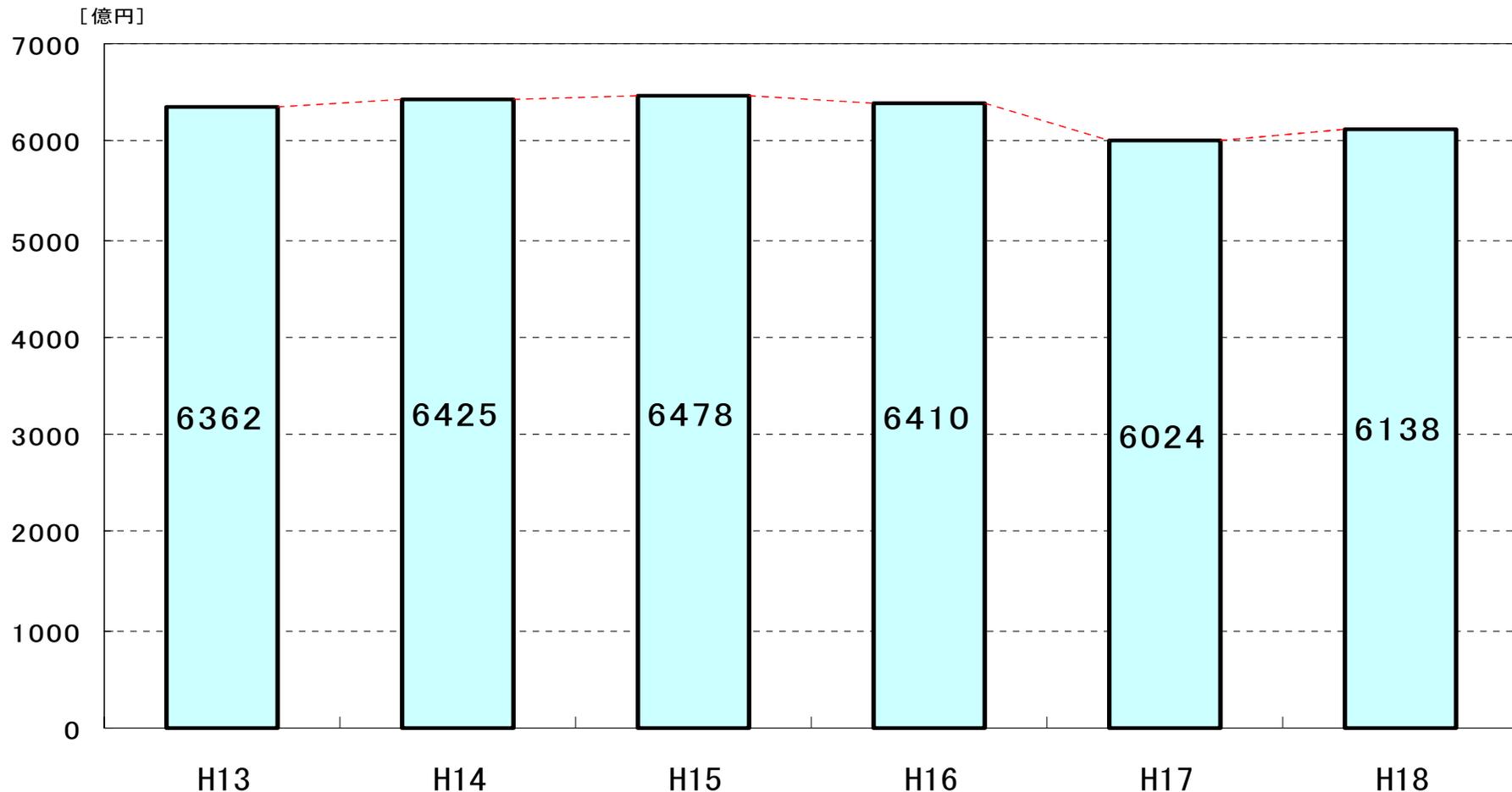
(%)

| | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 契約率 | 81.6 | 81.7 | 81.5 | 81.2 | 80.8 | 80.8 | 80.5 | 80.1 | 78.8 | 77.3 | 76.9 |
| 支払率 | 79.3 | 79.3 | 79.1 | 78.8 | 78.4 | 78.4 | 78.1 | 77.5 | 72.5 | 69.7 | 70.6 |

受信料収入の推移（決算ベース）

◆ 平成16年7月に発覚したいわゆる芸能番組制作費不正支出問題等を契機に受信契約の未契約者、受信料の不払者が増加し、その後、支払率については昨年度末からやや改善しているものの、契約率については依然として低下傾向にあり、結果として、受信料収入は平成15年度をピークとして大きく減収となっている。

「第一次報告書」P. 3抜粋



1 受信料制度及び受信料体系

2 衛星受信料

3 諸外国における衛星放送と受信料

受信料体系及び受信料額の概要

- ◆ 地上テレビジョン放送のみを受信することのできる受信設備の設置者は地上契約の締結が、衛星テレビジョン放送を受信することのできる受信設備の設置者は衛星契約の締結が義務付けられている。(受信規約第1条)
- ◆ 衛星契約に係る受信料は、地上契約に係る受信料に比べ、月額945円高く設定されている。

受信料体系及び受信料額（平成19年10月施行）

| 種別 | 支払区分 | 月額 | 6か月前払額 | 12か月前払額 |
|------|-------|--------|---------|---------|
| 地上契約 | 口座振替等 | 1,345円 | 7,650円 | 14,910円 |
| | 訪問集金 | 1,395円 | 7,950円 | 15,490円 |
| 衛星契約 | 口座振替等 | 2,290円 | 13,090円 | 25,520円 |
| | 訪問集金 | 2,340円 | 13,390円 | 26,100円 |

注) 沖縄県の区域内に居住する者に係る受信料の料額、特別契約の受信料の料額は別に定められている。

日本放送協会放送受信規約（平成19年10月施行）

（放送受信契約の種別）

第1条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。

地上契約 ……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

衛星契約 ……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

特別契約 ……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

受信料体系及び受信料額（月額）の推移

- ◆ 平成元年、NHKによる衛星放送が開始され、受信料体系に衛星契約が追加。
- ◆ いわゆる衛星付加受信料(945円)は、衛星契約の導入当初から同額で推移。

※ 消費税率の引き上げによる変更あり(平成9年:930円→945円)。

(単位:円)

| 年月 | 変更事項 | ラジオ | テレビ | | | | | |
|--------|---|-----------|--------------------------|--------------|--------------------------|------------------|------------------|--|
| | | | カラー | 普通 | 衛星カラー | 衛星普通 | 特別契約 | |
| 26.4 | | 50 | | | | | | |
| 28.2 | テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約 | 50 | | 200 | | | | |
| 29.4 | (ラジオは3ヶ月で200円) | 67 | | 300 | | | | |
| 34.4 | | 85 | | | | | | |
| 37.4 | 契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約 | 契約乙 50 | | 契約甲 330 | | | | |
| 43.4 | カラー契約と普通契約の体系に組み替え、ラジオ受信料(契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系) | 廃止 | 465 | 315 | | | | |
| 51.6 | | | 710 | 420 | | | | |
| 55.5 | | | 880 | 520 | | | | |
| 59.4 | 訪問集金、口座振替、継続振込による受信料支払い ・訪問集金:集金取扱者への支払い ・口座振替:預金口座等からの自動振替による支払い ・継続振込:金融機関等における継続払込みによる支払い | | 1,040 (990) | 680 (630) | | | | |
| H. 1.4 | 消費税導入 | | 1,070 (1,020) | 700 (650) | | | | |
| 1.8 | 衛星放送の導入により5類系の契約体系に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約 | | | | 2,000 (1,950) | 1,630 (1,580) | 1,040 (990) | |
| 2.4 | | | 1,370 (1,320) | 890 (840) | 2,300 (2,250) | 1,820 (1,770) | | |
| 9.4 | 消費税率引き上げ及び地方消費税導入 | | 1,395 (1,345) | 905 (855) | 2,340 (2,290) | 1,850 (1,800) | 1,055 (1,005) | |
| 19.10 | カラー契約と普通契約の統合により3類系に組み替え ・地上契約 :地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 :衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約 | | 地上契約 1,395 (1,345) | | 衛星契約 2,340 (2,290) | | | |

注) 受信料額のうち、()内は継続振込、口座振替の料金

H1に衛星契約を設定した際の考え方

受信料体系の改正内容

(単位:円)

| 年月 | 変更事項 | ラジオ | テレビ | | | | |
|--------|---|-----|-----------------------------|--------------|------------------|------------------|----------------|
| | | | カラー | 普通 | 衛星カラー | 衛星普通 | 特別契約 |
| H. 1.4 | 消費税導入、継続振込の開始 | | 1,070 (1,020) | 700 (650) | | | |
| 1.8 | 衛星放送の本放送・有料化により5つの契約種別に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約 | | | | 2,000 (1,950) | 1,630 (1,580) | 1,040 (990) |
| | | | 注:受信料額のうち、()内は口座振替、継続振込の料金 | | | | |

収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

(略)NHKといたしましては、先生御指摘のように、百三十万ぐらい普及してくる、こうなりますと、ハードだけではなくてソフトの面にかかなりの費用がこれからかかってくるわけがございます。これを全く衛星放送を見ておられない地上波の方々の視聴料の負担で賄うにはそろそろ限界が来た。したがって、やはり衛星放送を御利用いただく方からは特別な料金をいただきませんと、地上波だけを見ておられる方からの不満が非常に出てまいりますので、もうそろそろ、私は、一年半ばかり前郵政大臣が説明されたように、独自のサービスをして百万以上この衛星を見る方がふえた段階では新しい料金をいただかなければいかぬということは、既に川原前会長時代から私も申し上げてきたわけがございます。したがって、今回八月から料金をいただくという趣旨は、やはりその不公平感をなくすということ、しかし、我々は新しく料金をもらう以上は、先ほど来申し上げているように、これはそれに値する放送内容を充実させて衛星放送の発展に資したいというのが当面NHKの立場でございます。 【衆議院通信委員会会議録(H1.3.23)NHK島会長】

○ 今後のサービス拡充と経費の増加

衛星放送は普及の途上にあり、NHKは引き続きその発展、定着のため先導的な役割を果たしていく必要がある。今後魅力的なサービスを充実して、普及を一層進めるためには、番組経費を中心に支出はさらに増えるものと見込まれる。

○ 受益に応じた負担の必要性

今後の衛星放送に要する経費については、地上放送受信者の負担によることなく、衛星受信という受益を考慮して、衛星受信者にその負担を求めることが最も視聴者の納得を得られる方策であると考えられる。

○ 衛星放送の事業基盤の確立

して、今後の衛星放送の事業基盤を強固なものとする。NHKは、衛星放送の運営財源を確保ため、この段階で、新たに衛星料金を設定することとしたものである。

【平成元年度予算関連資料より抜粋】

収支予算等に付する郵政大臣の意見書(平成元年)

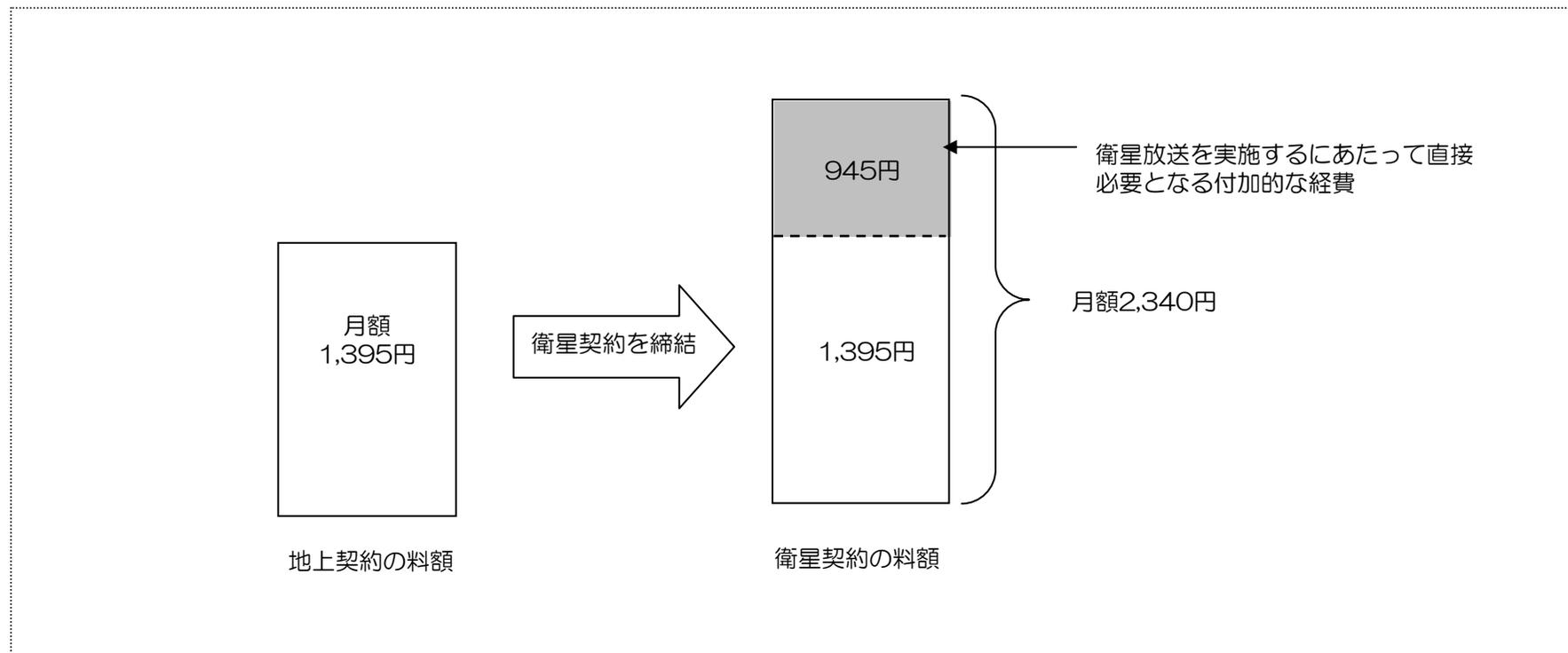
衛星料金を含む受信料については、その設定の趣旨について積極的に理解を求め、契約締結及び収納に万全を期すこと。

衛星契約の料額設定の考え方

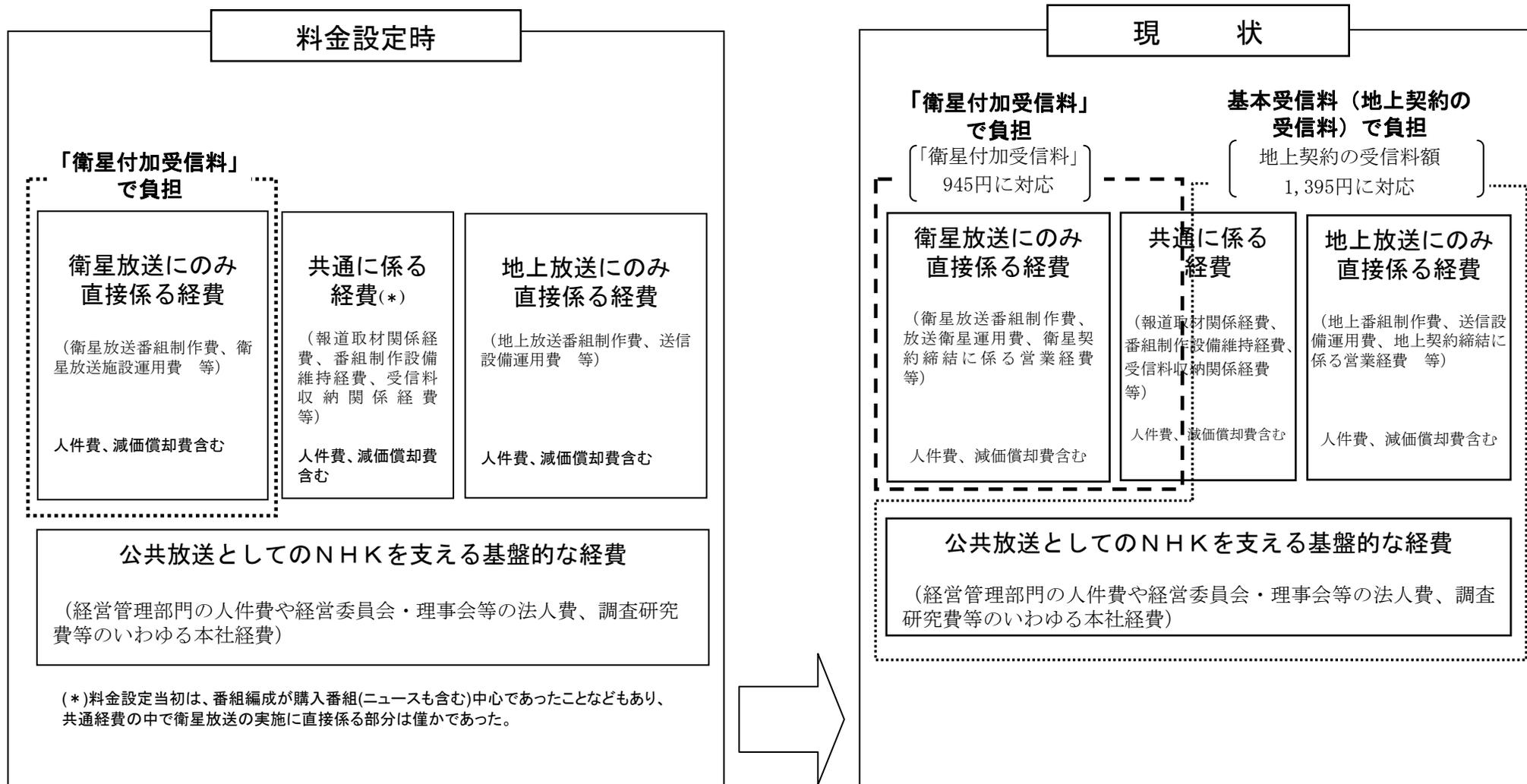
衛星契約の料額は、衛星放送の視聴の有無や視聴時間によって料金を徴収するといった対価料金ではなく、NHKの衛星放送業務を遂行するため、地上契約の受信料(基本受信料)に付加する形で設定した。

衛星放送の受信という受益の状況に着目し、受信料負担の公平の見地から、衛星放送受信設備の設置者に衛星放送の実施にあたって直接必要となる経費(衛星放送番組制作費、衛星放送施設運用費等)を負担していただくこととした。

【NHK提出資料より抜粋】



NHKの衛星放送に係る経費負担の考え方



共通経費を衛星放送に係る経費へ配賦

内部制作番組の比率の増加や衛星放送独自のニュース番組の制作など、衛星放送の進展により、業務実態が料金設定当時から大きく変化してきたことに伴い、平成7年度より平成10年度にかけて経費区分の見直しを実施。

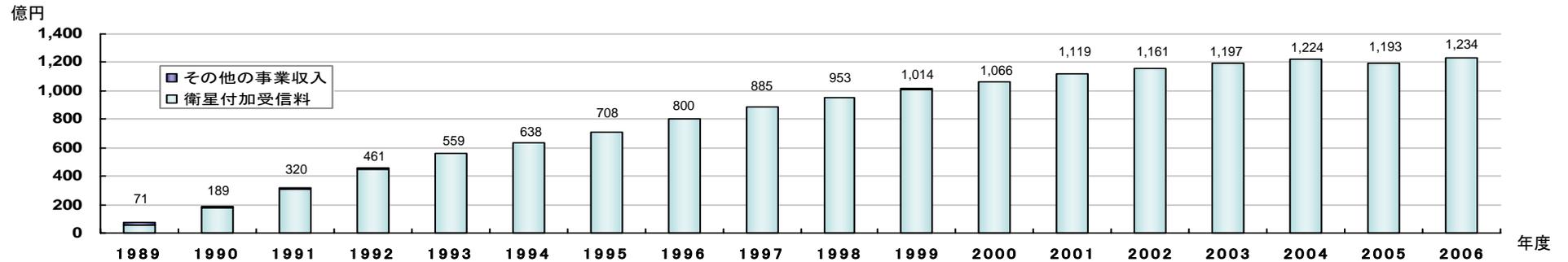
NHKの衛星放送に係る経費

(単位 億円)

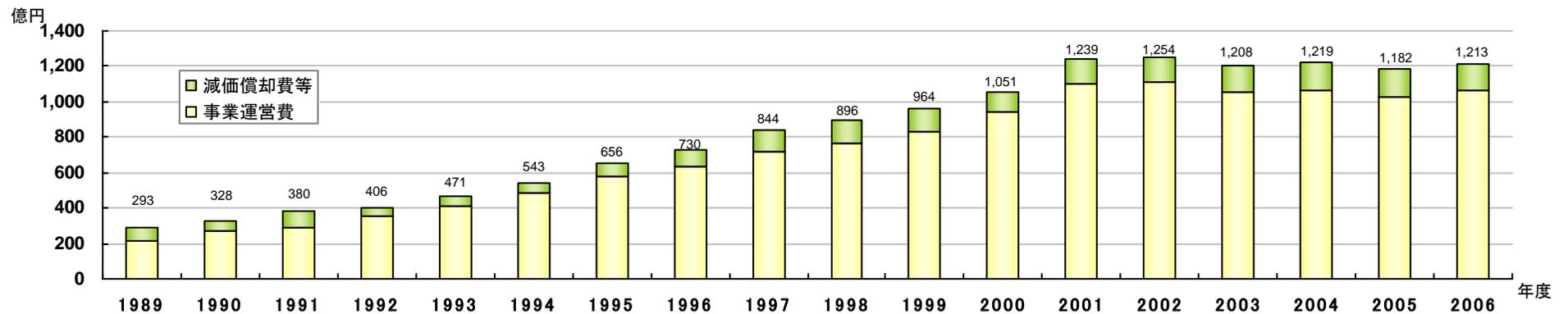
| 区分 | 19年度予算 | 衛星放送に係る経費 | 配賦基準 | 受信料の内訳 |
|--------------|---------|-----------|---|----------------|
| 事業支出 | 6,307.8 | 1,222.2 | | (945円) |
| 事業運営費 | 5,434.0 | 1,081.4 | | |
| 国内放送費 | 2,684.8 | 801.2 | 直課 衛星放送番組制作費 衛星放送のみに直接係る経費(直課) 配賦 スポーツ放送権料 受信契約件数比率を用いて按分 配賦 報道取材関係経費 衛星放送による独自ニュース放送の開始に伴い、ニュース放送時間比率で按分 配賦 番組資材費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 配賦 資料費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 配賦 情報処理経費等 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 一部、編成情報システムの経費についてはNHKの全波を扱うため波数比率で按分 配賦 放送会館等施設運用費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率(業務実態に応じ本部比率、地方比率)で按分 配賦 技術管理費等 業務の経費比率(衛星放送にかかる経費割合)で按分 | 番組費等 (619円) |
| 契約収納費 | 592.2 | 147.0 | 直課 その他、衛星放送施設運用費、審査費(一部)など衛星放送のみに直接係る経費を峻別して直課 直課 衛星契約取次事務費、衛星契約足進費は、衛星契約の契約取次ぎ業務のために係る経費(直課) 配賦 収納関係経費 衛星料金を含む受信料の集金業務等に係る経費について、業務に対応する契約の件数比(受信契約件数(訪問)比率)を用いて按分 配賦 システム情報費 営業システムは、受信契約件数比率で按分 配賦 契約収納管理費 業務実施のための管理費を契約収納費の経費比率(衛星放送にかかる経費割合)で按分 | 営業経費 (114円) |
| 受信対策費 | 17.0 | 2.6 | 直課 衛星放送のみに直接係る経費(直課) | 運用経費等 |
| 広報費 | 32.9 | 1.8 | 直課 衛星放送のみに直接係る経費(直課) | |
| 給与、退職手当・厚生費 | 1,826.3 | 128.0 | 直課 衛星放送番組制作にかかる制作要員等を直課 配賦 衛星放送に係る業務量について、各部局からの報告等により把握 | (103円) |
| 共通管理費 | 122.7 | 0.5 | 直課 衛星放送のみに直接係る経費(直課) | |
| その他の事業運営費 | 157.8 | 0.0 | | |
| 減価償却費等 | 873.8 | 140.7 | | |
| 減価償却費 | 674.9 | 120.9 | 直課 放送衛星等 衛星放送のみに直接係る経費(直課) 配賦 番組制作系設備 番組の設備は自主制作の増加に伴い使用が増加することから自主制作比率で按分 配賦 送出・送信設備 送出・送信設備は全波にかかる施設であることから波数比率で按分 | 減価償却費 (94円) |
| 納付消費税 | 106.0 | 19.7 | 直課 衛星放送に係る収入と経費より、納付すべき消費税 | 納付消費税 (15円) |
| その他の経費(財務費等) | 92.8 | 0.0 | | |

NHKの衛星放送関係収支の推移

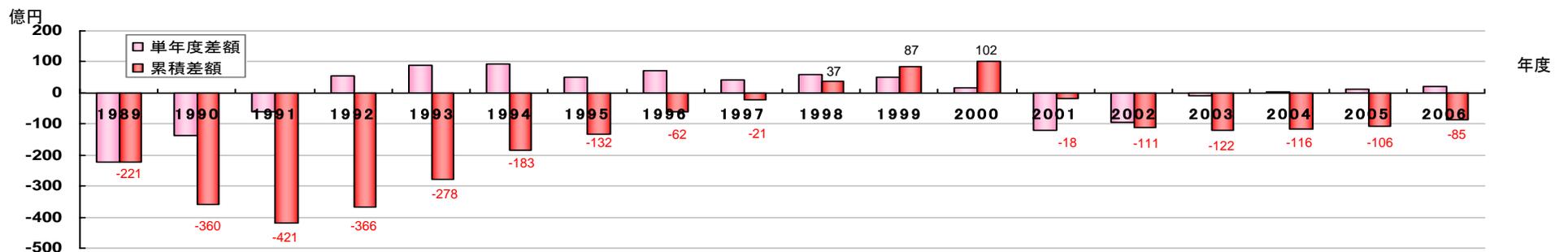
1 衛星放送に係る収入



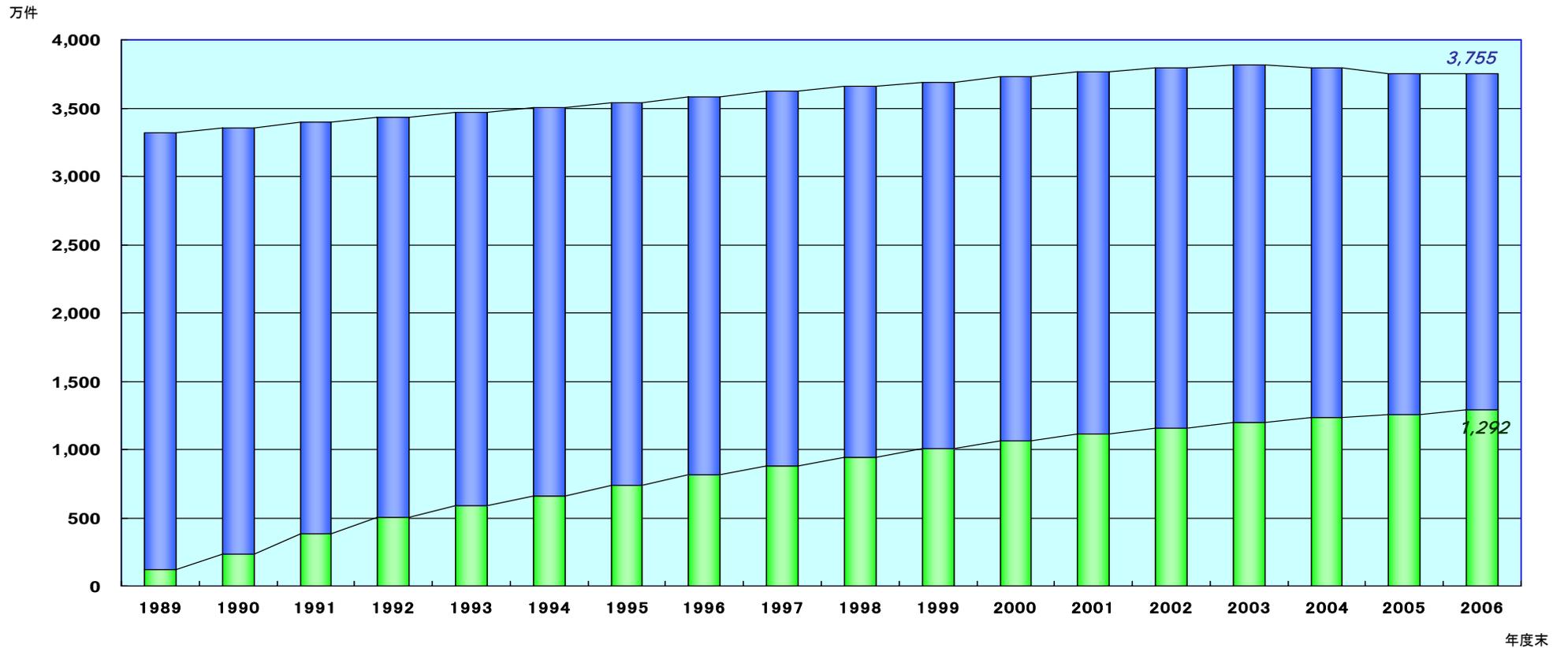
2 衛星放送に係る経費



3 衛星放送に係る収支差額



衛星契約に係る契約数の推移

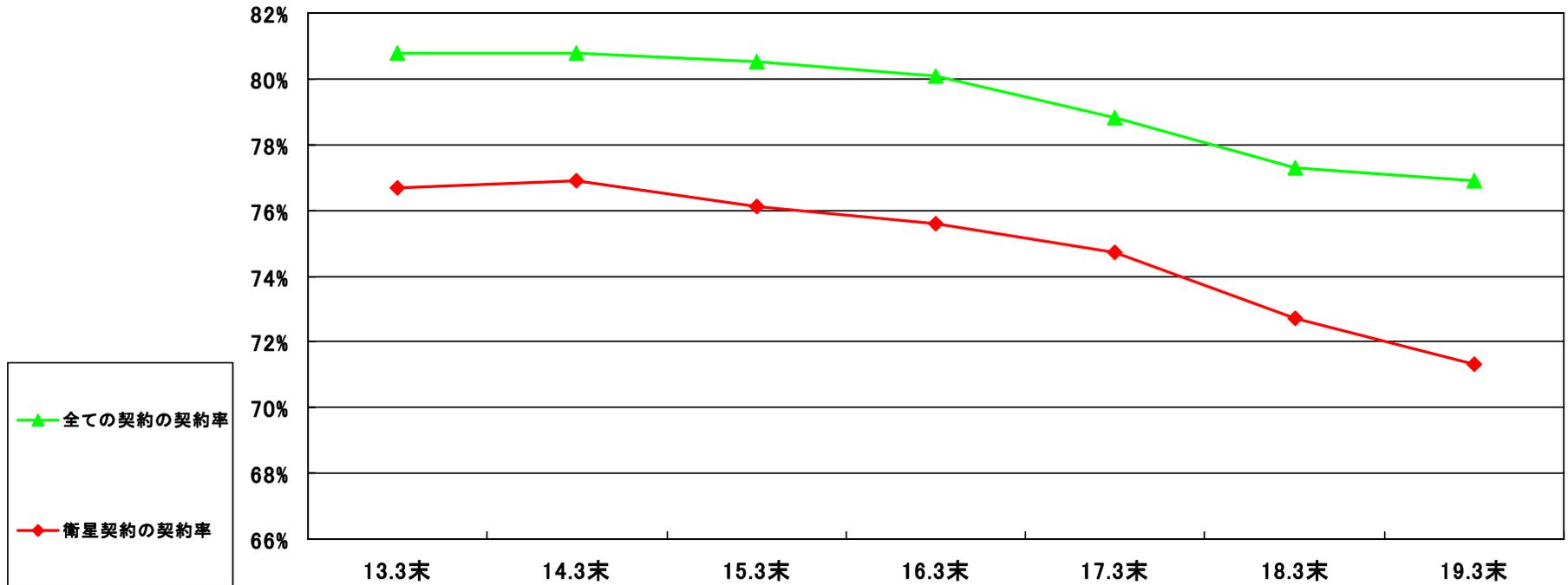


| | | 年度末: 万件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 1989 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 |
| | | (H1) | (H2) | (H3) | (H4) | (H5) | (H6) | (H7) | (H8) | (H9) | (H10) | (H11) | (H12) | (H13) | (H14) | (H15) | (H16) | (H17) | (H18) |
| 総数 | | 3,319 | 3,354 | 3,394 | 3,434 | 3,470 | 3,503 | 3,538 | 3,582 | 3,628 | 3,660 | 3,688 | 3,727 | 3,768 | 3,795 | 3,816 | 3,792 | 3,751 | 3,755 |
| 衛星 | | 121 | 236 | 381 | 501 | 586 | 658 | 737 | 817 | 880 | 946 | 1,007 | 1,062 | 1,116 | 1,158 | 1,201 | 1,236 | 1,254 | 1,292 |
| | | 3.6% | 7.0% | 11.2% | 14.6% | 16.9% | 18.8% | 20.8% | 22.8% | 24.3% | 25.8% | 27.3% | 28.5% | 29.6% | 30.5% | 31.5% | 32.6% | 33.4% | 34.4% |

Source : NHK発表

衛星契約に係る契約率の推移

◆ 衛星契約に係る契約率は、全ての契約の契約率に比べ、4～5ポイント低い割合で推移。



| 項目 | | 単位 | 13.3末 | 14.3末 | 15.3末 | 16.3末 | 17.3末 | 18.3末 | 19.3末 |
|-------|----------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全ての契約 | ①契約対象件数(母数)(A) | 万 | 4,476 | 4,518 | 4,563 | 4,605 | 4,646 | 4,678 | 4,704 |
| | ②受信契約数(実績)(B) | 万 | 3,615 | 3,652 | 3,675 | 3,690 | 3,662 | 3,618 | 3,618 |
| | ③契約率(C=B/A) | % | 80.8 | 80.8 | 80.5 | 80.1 | 78.8 | 77.3 | 76.9 |
| 衛星契約 | ④衛星普及率(D) | % | 30.8 | 32.0 | 33.2 | 34.3 | 35.4 | 36.7 | 38.3 |
| | ⑤衛星契約対象件数(母数)(E=A・D) | 万 | 1,379 | 1,444 | 1,513 | 1,579 | 1,644 | 1,716 | 1,801 |
| | ⑥衛星契約数(実績)(F) | 万 | 1,057 | 1,111 | 1,152 | 1,194 | 1,229 | 1,247 | 1,284 |
| | ⑦衛星契約率(G=F/E) | % | 76.7 | 76.9 | 76.1 | 75.6 | 74.7 | 72.7 | 71.3 |

※①、⑤はNHKの推計値。②、⑥は有料契約数。③、⑦はこれら推計値に基づく計算値。④はNHK調査結果による。「地上契約」とは、「普通契約」及び「カラー契約」の合計。「特別契約」は考慮していない。
④は、世帯インデックス調査(耐久消費財所有実態調査)に基づくもの。

1 受信料制度及び受信料体系

2 衛星受信料

3 諸外国における衛星放送と受信料

諸外国における衛星放送と受信料

| | | 英 国 | フランス | ドイツ | 韓 国 | (●●●) 日 本 |
|------------|-----|-------------------------|-------------------------|--|------------------------|--|
| 公共放送の提供機関 | | BBC (英国放送協会) | FT (フランステレビジョン) | ARD (ドイツ公共放送連盟) | KBS (韓国放送公社) | NHK (日本放送協会) |
| 受信料年額 | | 32,520円 (地上・衛星一本化料金) | 18,560円 (地上・衛星一本化料金) | 基本料金(ラジオ): 10,600円 テレビ料金: 22,100円 (地上・衛星一本化料金) | 3,900円 (地上・衛星一本化料金) | 地上契約: 16,140円 衛星契約: 27,480円 (うち衛星付加料金分は、11,340円) |
| 徴収単位 | 世帯 | 世帯 | 世帯 | 世帯 | 世帯 | 世帯 |
| | 事業所 | 敷地 | 台数 | 台数 | 台数 | 設置場所(部屋) |
| 衛星保有チャンネル数 | | 6チャンネル (地上: 6チャンネル) | 4チャンネル (地上: 4チャンネル) | 4チャンネル (地上: 4チャンネル) | 2チャンネル (地上: 2チャンネル) | 3チャンネル (地上: 2チャンネル) |
| 衛星放送の番組編成 | | 地上波のサイマル放送 | 地上波のサイマル放送 | 地上波のサイマル放送 | 地上波のサイマル放送 | 個別編成 |
| 衛星放送の提供方法 | | ノンスクランブル | ノンスクランブル | ノンスクランブル | ノンスクランブル | ノンスクランブル |
| 総収入 | | 1兆1,117億円 | 4,565億円 | 1兆1億円 | 1,736億円 | 6,756億円 |
| 受信料 | | 7,783億円 | 2,935億円 | 8,366億円 | 690億円 | 6,645億円 |
| 広告 | | — | 1,334億円 | 234億円 | 868億円 | — |
| 有料放送料金 | | — | — | — | — | — |
| 政府交付金 | | 574億円 | — | — | 11億円 | 23億円 |
| その他 | | 2,760億円 | 296億円 | 1,408億円 | 168億円 | 89億円 |